平成２８年（フ）第１７０号
相模原市中央区並木３丁目18番４号　ハイツジュリアン203
債務者　栗原　政二
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１８９号
相模原市中央区宮下本町２丁目37番24号　ベレーザ207号室
債務者　鈴木　由美
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１９０号
相模原市南区上鶴間本町５丁目18番９号　第２すくねハイツ302
債務者　工藤　里絵
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１１６８号
大阪市北区本庄東２丁目５番15号　ルクレアＫ　203号室、前住所大阪市北区天神橋５丁目４番21号　エイム21　801号室
債務者　三川　　良
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１９９号
大阪府寝屋川市下神田町６番３号
債務者　北村　弘子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２４１号
大阪府東大阪市若江東町３丁目４番18号
債務者　森田　　僚
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３２８号
大阪市平野区長吉長原西４丁目１番１―406号
債務者　遠藤　義子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４８０号
大阪市天王寺区寺田町２丁目４番12―206号
債務者　前川　　昇
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４８２号
大阪市西成区花園北１丁目３番10号２Ｆ201号、前住所兵庫県姫路市広畑区蒲田５丁目28番地　フレグランスＣＡＮＡＤＡ
債務者　眞田　智江
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４８３号
大阪府大東市寺川２丁目４番13号
債務者　吉川　玲子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４８４号
大阪市生野区生野東３丁目１番２号　おがわ苑、前住所大阪府東大阪市中新開１丁目14番31―310号
債務者　坊野　次年
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５号
千葉県香取市山倉1786番地
債務者　高木　美奈
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第５８３号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目６番５号　ＨＩＲＯ尾頭橋205号
債務者　門脇　恵美
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２号
岡山県倉敷市玉島乙島1066番地
債務者　難波　幸子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
岡山県倉敷市上東749番地７、前住所岡山市東区城東台南１丁目６番２号
債務者　佐野　宏之
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２９９号
北九州市若松区宮丸１丁目26番11号
債務者　石原奈穂美（旧姓尾辻）
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１９号
北九州市門司区風師４丁目５番34号（ビーライン風師Ｂ棟201）
債務者　吉井　和弘
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部